

第五編

参議院議員通常選挙関係表彰

第27回参議院議員通常選挙 総務大臣表彰

1 表彰の趣旨

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙(以下「参議院選挙」という。)に関して、選挙事務の管理執行や明るい選挙の推進に尽力した選挙管理委員会委員、投票環境向上などのための取組や主権者教育等により相当の成果をもたらした市区町村選挙管理委員会、有権者に対する投票参加の呼びかけなどに多大な貢献をなした民間団体・個人及び選挙権年齢の引下げや投票環境向上などの制度改正等に伴う取組を率先して行った団体・個人の功績を称えるとともに他の模範として表彰し、選挙の適正な管理執行及び明るい選挙の実現をより一層推進することを目的とする。

2 表彰対象及び選考基準

- (1) 参議院選挙において管理執行上問題がなかった都道府県、市区町村の選挙管理委員会の委員であって、参議院選挙においてよくその職務に精励し、他の模範とするに足るもの。
- (2) 民間の団体又は個人で参議院選挙の啓発に積極的に参加し、明るい選挙の実現のために多大の貢献をなし、他の模範とするに足るもの
- (3) 参議院選挙において管理執行上問題がなかった都道府県、市区町村の選挙管理委員会の職員(地方事務所、支所、出張所等において選挙管理事務に従事する職員を含む)であって、参議院選挙の管理執行に当たり責任的立場にあって後進の育成にも尽力し功績顕著な者で、通算15年以上選挙関係の業務に従事しているもの
- (4) 参議院選挙において管理執行上問題がなかった市区町村の選挙管理委員会であって、投票環境向上などの取組が顕著であり、相当の成果をもたらしていると判断され他の模範とするに足るもの又は日頃から主権者教育等に積極的に取り組み、高い投票率を維持若しくは投票率が上昇しているものと判断され他の模範とするに足るもの
- (5) 選挙権年齢の引下げや、投票環境向上などの制度改正等に伴う取組の功績が特に顕著であり、他の模範とするに足るものと総務大臣が認める団体又は個人

○ 選挙管理委員会

佐伯市選挙管理委員会